

# 第1回 佐賀県・市町行政調整会議 協議事項について

佐賀県・市町行政調整会議事務局  
(佐賀県経営支援本部市町村課)

## **協議事項1 子育て支援のための「子宮頸がん」対策について** **(町村会提出)**

ワクチン接種により、高い予防効果、将来における医療費の抑制が期待できること、対象者が中学生の女子に限られることから、このワクチンの接種については少子化対策の一環として積極的な取り組みを行う必要があります。

一人当たりの予防接種に必要な金額が5万円程度と高額であることから保護者の負担軽減により、一人でも多くの女生徒の接種を促す必要があります。

国における助成導入に合わせ県、市町の負担を検討する時期にあると思われます。

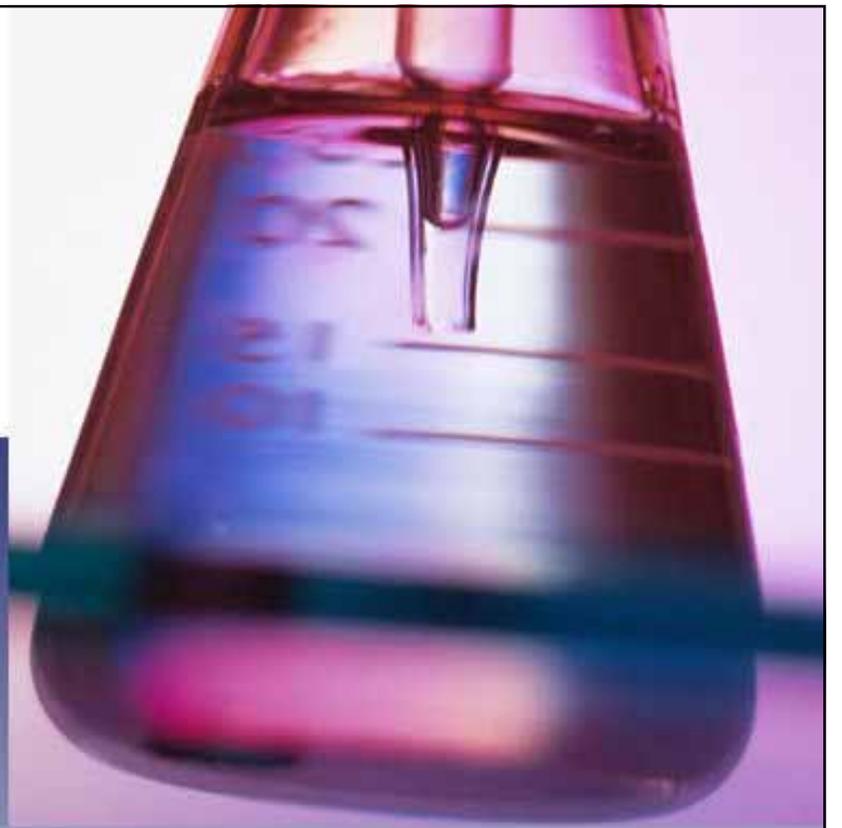
## 協議事項2 幹線(国道)乗合バスの運行確保に向けた取組について (町村会提出)

平成21年2月バス運行事業者の申出により、幹線乗合バス運行確保に向け協議を行ってきた。県においては乗車密度が一定以上(5.0人)確保ができない路線は、国の補填がないものにはできないとのことから、進展がない状況となり、事業者は撤退も検討されている。

杵藤地区の自治体は平成22年度の対応として、予算措置により沿線自治体として補填を行うことで運行を継続している現状であります。

沿線自治体としては、地域住民特に交通弱者である老人、子供たちの足の確保、生活の維持に向け努力しています。

幹線(国道)乗合バスの運行確保・維持については、県と市町は歩調を合わせた努力をお願いしたい。



## 協議事項3

# 国民健康保険の広域化について

(県提出)



# なぜ国保広域化を議論するのか

県のリーダーシップへの期待

厳しい国保財政  
新たな高齢者医療制度の動向

市長会、町村会からの要望

広域化を目指す  
強い決意

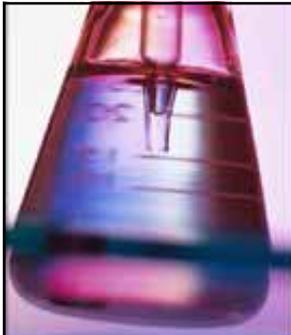
- 広域化等支援方針の策定検討
- 広域化に関する研究、協議、意見調整の場の設置

広域化等による国保運営の安定化

市町国保が直面する問題点

- 小規模保険者は財政基盤が不安定になるリスク
- 被保険者の年齢構成や所得分布の差異
- 雇用情勢の低迷(無職者・低所得者の増加)
- 医療費の増大及び格差
- 保険税の格差

将来における、  
国民皆保険制度  
の堅持が困難



# 県が今年度行うこと

- 市町国保広域化の環境整備のため、「広域化等支援方針」を策定し、12月末までに国への提出を目指すこと
  - そのための市町の意見を聴く場として「国保広域化等連携会議」の設置
  - 「支援方針」は23年度以降も必要に応じ検討



# 国保広域化等連携会議

## ■ 目的

「支援方針」策定に当たっての、関係者の意見  
聴取・意見調整

## ■ 構成

市町長(副市町長の代理可)、県国保連常務理事、  
県健康福祉本部長

- 詳細は実務者会議(各市町国保担当課長等、県国保連、県国民健康保険課長で構成)で議論
- 連携会議・実務者会議とも座長は県で担当



# 「支援方針」検討スケジュール

## 連携会議(各市町長等)

## 実務者会議(各市町担当課長等)

第1回

10月12日  
●検討スキームの合意

10月中旬～11月中旬  
(3回程度の予定)  
●課題の整理  
●報告案取りまとめ

第2回

11月24日(予定)  
●報告案の了承

広域化で予想される影響を  
シミュレーションし提示する

「支援方針の案」  
の作成

市町への意見聴取(法定)

「支援方針」  
の作成

12月下旬に厚労省提出



# 検討項目(案)その1

- **収納率目標**
  - 保険者規模別の国基準をベースに、県基準を設定
  - 経過措置(年次毎の目標)
- **県調整交付金**
  - 収納率目標達成のためのインセンティブ
- **保険財政共同安定化事業**
  - 所得割の導入、対象となる医療費の額の引下げ
- **県の技術的助言または勧告の措置**
  - 収納率目標達成のためのもの



# 検討項目(案)その2

## ■ 標準税額

- 課税算定方式(所得割・被保険者均等割・世帯平等割の3方式に統一の方向・・・現在は2町が資産割を加味した4方式)
- 所得割とそれ以外の比率

## ■ 医療費適正化策

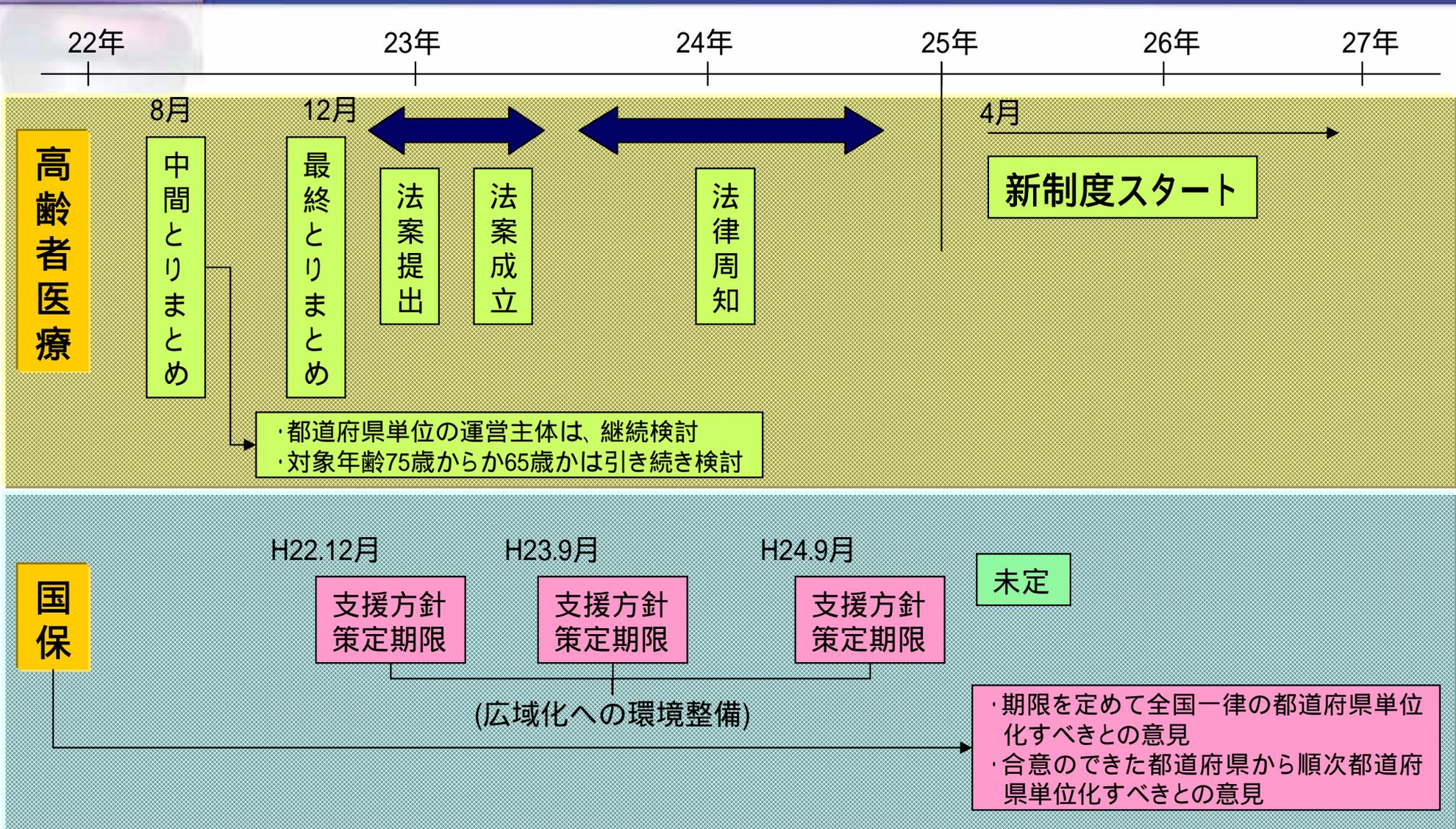
## ■ 累積赤字の取扱い

## ■ 基金の取扱い

## ■ 将来的な広域化について



# 全体スケジュール予想 (新たな高齢者医療制度と国保の広域化)



## 協議事項4

# 県営事業負担金の廃止について

(県提出)

# 【提案内容】 県営事業負担金の廃止について

県営の土木事業等を実施する場合には、地方財政法等の規定に基づき、当該事業による受益を根拠に、市町の負担を求めている。

この市町負担を伴う事業の見直しにあたっては、県と市町の役割分担を議論した上で、原則として市町負担金および補助金を廃止することとしたい。

## 市町負担金に関する全国知事会の申し合わせ

市町負担金等は、直轄事業負担金制度の改革の趣旨を踏まえ同様に見直す。

### 直轄事業負担金制度の見直内容

- ・H21年度:退職手当、営繕宿舍費を負担対象から除外するとともに、詳細な内訳書を提示。
- ・H22年度:維持管理費負担金を廃止。(経過措置あり)
- ・H25年度まで:現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得る。

## 市町村負担金廃止についての市長会からの要望(H21年度)

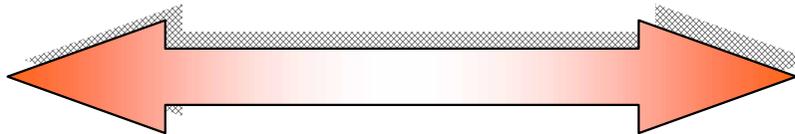
広域的(県域的)に一定水準を確保すべき事業であるかどうかなど、県と市町の役割分担を明確化し、最終的に市町負担金は廃止に向けた改善を推進すること。

なお、その際には、市町に権限と財源を一体的に移譲するなど、分権改革と財政秩序の観点を重視し、市町と十分協議を行うこと。

# 県営事業負担金の方向性について

広域的、大規模、  
受益者が不特定・多数

地域限定的、小規模、  
受益者が特定(限定)



現 行



役割分担の明確化

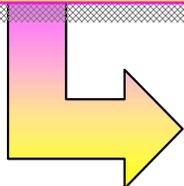
あるべき姿



県土整備における県と市町の役割分担を明確にし、市町負担金および補助金の廃止とその後のあり方について、決定する。

併せて検討を行うもの

引き続き市町負担事業として実施するものについて



# 県営事業負担金の課題について

## 1. 事業の性格上の課題

事業の性格を考慮した上で、どのように役割分担を行うのか(論点)

主な事業名	現状	今後の役割分担(案)
街路事業	・各管理者での事業実施。	・法の趣旨に沿った役割分担(基本的に市町事業)。
土地改良事業	・事業規模(受益面積)などにより判断。	県が役割を担うものとして ・事業の広域性(複数市町、国営事業関連) ・県有財産関連 ・県の施策上の位置づけ など。
急傾斜事業	・法律に基づき県が実施。	・市町事業とするためには法改正が必要。
港湾事業	・過去を含めた物流量などにより判断。	・現在の利用状況(物流量等)の観点から役割分担を議論。 ・市町事業とする場合管理者の変更が必要。
漁港事業	・漁港の種別(第 種～第 種漁港)および利用状況などを基に市町との協議より判断。	・市町事業を前提に全漁港について役割分担を議論。 ・市町事業とする場合管理者の変更が必要。

( 参考:イメージ図 )

受益で区分したら

受益者が不特定・多数

道路事業

街路事業 など

受益者が特定

急傾斜事業

港湾事業

海岸事業

漁港事業

・原則市町事業  
・市町の申請事業

街路事業

土地改良事業

代行的要素が強い事業

## 2. その他の課題

役割分担の結果、県営事業負担金と共に市町補助金を廃止した場合の課題

- ・市町事業(県費補助金)の進捗度合による市町間のバランス
- ・負担増(市町負担 > 県費補助)となる市町の不公平感 など

廃止の時期について(見直し後直ちに廃止、新規地区から廃止 など)

実施体制(技術者の確保等)の整備や事業実施に必要な財源の確保等について

## 協議事項5

# 県から市町への権限移譲について

(県提出)

# 市町村の役割について

## 地方自治法

市町村・・・地域における事務は、基本的に市町村が広く担う  
県……………広域にわたる事務などを担う  
国……………外交・防衛など国家の存立に関わる事務などを担う

## 戦略大綱 地域主権

市町村・・・基礎自治体が広く事務事業を担う  
県……………基礎自治体が担えない事務事業は広域自治体が担う  
住民により身近な基礎自治体を重視  
基礎自治体を地域における行政の中心的な役割に位置づけ

住民主体の行政確立のために  
市町村における権限を充実させることが大切

# 佐賀県における市町への権限移譲の状況

平成 8年度～ 県の権限の一部を「一律移譲」  
 平成16年度～ 「まだら分権」(市町の希望に応じて個別に移譲)

現在、57法律・条例の事務を移譲済

【図1】最近の移譲法律・条例数

16 (年度)	17	18	19	20	21	22
6	18	7	1	1	1	2

【図2】県の「権限移譲可能リスト」のうち、未移譲の法律・条例数

リスト掲載数	80
一部移譲数	42
未移譲数	38

近年、権限移譲が進んでいない。

【図3】市町別 移譲済法律・条例数

佐賀市	52 (25)	吉野ヶ里町	32 (2)
唐津市	36 (6)	基山町	32 (2)
鳥栖市	33 (4)	上峰町	31 (1)
多久市	33 (3)	みやき町	32 (2)
伊万里市	36 (7)	玄海町	32 (2)
武雄市	36 (6)	有田町	31 (2)
鹿島市	38 (9)	大町町	32 (2)
小城市	36 (8)	江北町	32 (2)
嬉野市	33 (4)	白石町	32 (2)
神埼市	37 (7)	太良町	33 (3)

括弧書きは、個別移譲(まだら分権)の数

市町の規模によって、移譲の状況にばらつきが見られる。

# 佐賀県における権限移譲の課題

個別の事務ごと、法律の条項ごとの狭い範囲で移譲を行ってきたため、実効性やメリットが見えにくくなっている。

## 具体例1 (開発許可)

申請書の経由は移譲済  
許可そのものは未移譲

## 具体例2 (保育所)

認可外保育所の届出受理等は移譲済  
保育所の認可等は未移譲

## 具体例3 (高齢者福祉)

在宅サービスの指定は移譲済  
施設サービスの指定は未移譲

より広い範囲で、包括的な移譲が必要

厳しい財政状況のなか、特に小規模市町において事務処理体制が十分でないと認識されている。

## 市町の現状1

・集中改革プランによる定員の削減

## 市町の現状2

・専門職員の不足

市町の円滑な事務処理体制の整備が必要

# 今後の権限移譲の進め方について(県の考え方)

これまで

「まぎれ」

一律移譲

まだら分権

個別の事務・条項ごとの移譲

+

戦略大綱に基づく事務

権限移譲可能リスト

行政分野ごとの移譲

それぞれの行政分野において、総合的・一体的な行政が可能となり、移譲の実効性・メリットが最大限に発揮される！

市町が実質的権限を持てる単位で移譲

これから

「まぎれ」

「権限移譲交付金」による体制整備の促進

「権限移譲交付金」に加え、実質的な人的支援の充実

定員管理の柔軟な運用

専門職員の派遣

事務の共同処理に関する支援